

第26回芦屋市入札監視委員会議事概要

(様式第2号)

第26回 芦屋市入札監視委員会 議事概要

日 時	平成25年5月18日(土) 9:30~11:30
場 所	南館4階 第1委員会室
出席者	委員長 阪口 徳雄 委員長代理 小島 幸保 委員 富田 智和 事務局 岡本副市長 佐藤総務部長 田嶋契約検査課長 高松総務部主幹(検査担当課長) 契約検査課職員
事務局	総務部契約検査課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 芦屋市入札監視委員会規則第5条第5項
傍聴者数	0 人(一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 議事

- ① 入札・契約手続の運用状況等の報告(平成24年度下半期執行分)
- ② 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告(平成24年度下半期執行分)
- ③ 随意契約サンプリング調査結果報告(平成24年度第3四半期・第4四半期調査分)
- ④ その他
 - ・ 芦屋市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱について
 - ・ 最低制限価格の事後公表について

2 提出資料

- 資料(1) ア 入札状況及び随意契約内容一覧表 平成24年度下半期
(平成24年10月1日~平成25年3月31日)
イ 契約検査課所管公共工事入札状況 参加業者・落札業者区分別一覧表
ウ 契約検査課所管公共工事入札状況 予定価格段階別一覧表
①~⑤抽出事案関係書類(写し)
- 資料(2) 競争入札に係る指名競争入札等の措置基準適用状況一覧表
(平成24年度下半期分)
- 資料(3) 随意契約サンプリング調査結果報告【第3・4四半期】
- 資料(4) 芦屋市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱
- 資料 2 予定価格・最低制限価格の公表時期について

(1)ア 入札状況及び随意契約内容一覧表 平成24年度下半期

(事務局)

下半期の入札・契約締結状況は公募型指名競争入札8件、指名競争入札の工事60件、設計等業務委託7件、その他業務委託25件入札を実施。(但し入札中止となった件数を含む。)

随意契約の工事16件、設計等業務委託1件、その他の業務委託6件。指名競争入札や公募型指名競争入札での不落や入札中止となり随意契約となったものは工事11件、設計等業務委託1件、その他業務委託4件です。

(質疑・意見)

入札中止が多いようですが、前年度と比べて増えていますか？

(事務局)

入札中止は、平成23年度は6件でした。東日本大震災の影響があるのかはわかりませんが、他市でも入札中止は増えているようです。芦屋市は予定価格・最低制限価格を事前公表していますが、他市では事後公表のため、最低制限価格より低い額で入札され失格となるようです。

(質疑・意見)

入札中止は、全く応募がないケースと応募はあるが他市で見られる最低制限価格未満のケースで事案が異なります。橋梁工事関係は全く応募がないケースですね。

(事務局)

はい。橋梁工事は全く応募がありません。橋梁工事に特化した技術者がいないことと、一橋ずつの入札のため規模が小さく金額の折り合いがつかないことが原因です。当該工事を得意とする業者に問い合わせたところ、小規模案件では採算が合わないとのことでした。

(事務局)

橋梁には鉄骨系とコンクリート系の二種類があり、今回の案件はコンクリート系の橋梁です。コンクリート系の橋梁は、PC補修を含む工種を得意とする業者が適切であると考えられます。今年度の橋梁案件については、なるべくまとめて早めに入札するよう検討しております。

(質疑・意見)

まとめる場合、工事期間はどのようになりますか？

(事務局)

年度末までの工期で随時出来上がったところから進んでいくということになるかと思えます。湯水期の施工が基本となるので工期は1年間を単位と考える必要があります。

イ 契約検査課所管公共工事入札状況 参加業者・落札業者区分別

(事務局)

市内業者のみの入札参加者の場合の落札率は、平成23年度は77.93%、平成24年度上半期は74.70%と下がっていましたが、平成24年度下半期は83.34%に上昇。この要因は、最低制限価格の算出方法を平成24年11月より兵庫県同様にしたことにより、最低制限価格が実質82~83%程度に引き上がったことで全ての区分の落札率が上昇しています。平成24年度全体でみると79.27%と数字的には落ち着いています。

ウ 契約検査課所管公共工事入札状況 予定価格段階別

(事務局)

3,000万円未満の工事は市内業者を基本的には指名する区分です。500万円未満の案件では、ほぼ市内業者で落札し平成24年度上半期では79%まで下がっておりましたが、下半期では85%まで上昇。平成24年度でみると83%で前述の最低制限価格率とほぼ同じと思われます。3,000万円以上8,000万円未満の工事では、市内業者と市外業者が混ざった金額帯です。平成24年度上半期は72.18%まで下がっていましたが、下半期では82.03%、平成24年度では79%でした。全体では108件で79.35%でした。

(質疑・意見)

落札率が上昇したのは、最低制限価格の算出方法を変更した結果ということですか？

(事務局)

そうと思われます。

(質疑・意見)

落札金額はほぼ最低制限価格に近い金額ということですね？

(事務局)

そうです。反面落札率が90%後半という案件もあり、必ずしもそうとは言えません。

(質疑・意見)

市内業者の落札率が少し高いように思いますが、こういった要因が考えられますか？

(事務局)

平成24年度全体の工事の中で、大型工事がほとんどなく、7,000万円台の1案件で落札者が市内業者であり、落札率が94%であったために全体を引き上げたと考えられます。

・抽出案件について

あらかじめ指定委員により抽出された、公募型指名競争入札1件、指名競争入札3件、随意契約1件の5案件について、入札・契約に至る経過を説明

(1) ① (仮称) 公光町庁舎改修工事

(事務局)

公光町庁舎改修工事、内装改修・エレベーター棟の増築（エレベーター別途）です。公募型指名競争入札の参加資格は阪神7市・神戸市に本店もしくは受任者を有すること、市内業者については経審760点以上・それ以外は900点以上です。市内業者は2者参加できる状況です。国地方公共団体等発注における施工実績が本件の予定価格以上であることを求めています。11者参加申請がありましたが、入札時に4者が辞退し、4者が最低制限価格で入札、くじ引きにより市外業者が落札しました。

(質疑・意見)

資格要件に「本案件の予定価格以上の施工実績のあるもの」とありますが、なぜ予定価格以上でなければいけないのですか？

(事務局)

本市では平成14年度に公募型指名競争入札を導入しました。施工品質の確保のためにそれぞれの案件において同額以上の実績があることが必要であるとし、現在に至っています。

(質疑・意見)

予定価格以上でなく、もう少し少ない金額でもいいのではないのでしょうか？

(事務局)

少なくする場合どの程度が適正か判断するかが難しいところです。

最低制限価格を事前公表している現段階では最低制限価格という考え方もあります。

(1) ②芦屋市環境処理センター灰分散機改修工事

(事務局)

工事種別は清掃施設です。工期は平成 25 年 3 月 22 日まで、予定価格は 400 万円台、工事内容は、灰分散機の更新、灰押出機の外装塗装です。基準では 5 者以上の指名が必要です。登録業者全体で可能な業者が 6 者ですので全者指名しましたが 4 者辞退となり落札率は 96%です。

(質疑・意見)

指名業者が市外業者のみですか？

(事務局)

金額的には市内業者優先の金額帯ですが、清掃施設工事が可能な市内業者がなく、市外業者のみの指名となりました。

(質疑・意見)

落札者は建設時に施工した業者ですか？

(事務局)

元施工業者ではありません。改修工事において責任分界点が明確になる工事は元施工業者に限定するのではなく指名競争入札で発注することを基本に所管課から契約検査課に発注依頼されています。しかし他物件において辞退が発生しているので、元施工業者でなければ難しい案件なのかもしれません。

(質疑・意見)

環境処理センター関連の改修工事は、元施工業者やその関連会社が施工する例が非常に多く指名競争入札をしても他社がなかなか参入できないことが多いと思いますが、いい試みだと思います。ただ 96%という落札率は高いですが、単者による随意契約ではなく、指名競争入札で落札決定した点は評価できます。

(1) ③市道 393 号線外（東芦屋町）狹隘道路整備工事

(事務局)

予定価格 500 万円未満の土木工事です。指名競争入札として段取りしましたが全者辞退となり入札中止となりました。辞退者より辞退の理由を聞き取りしました。工事車両の進入・全面通行遮断・保安面から困難な工事であるとのこと。なお施工場所の幅員が狭いことを契約検査課でも現地確認しております。その後指名業者を入れ替え再度入札を行いました。市内業者 5 者を指名し 1 者が辞退、残り 3 者は予定価格での応札となり落札率は 99.8%でした。

(質疑・意見)

再度の入札では応札者が出たのはなぜでしょう？

(事務局)

市への貢献をしてくださったと考えています。

(1) ④市立竹園地区集会所建替工事

(事務局)

工期平成 25 年 3 月 31 日まで、予定価格 7,000 万円台の既存建物解体を含んだ建築および設備工事です。指名競争入札で 12 者を指名し市内業者は 2 者、その他は県内業者です。12 者中 5 者が辞退し、市内業者が落札しました。

(質疑・意見)

落札率が少し高いようですが、この点はどういう風に理解すればよいですか？

(事務局)

公共事業の繁忙期である年度末が工期に含まれている点ではないかと思われま

(質疑・意見)

それでは繁忙期を外し、入札の早期執行はできませんか？

(事務局)

予算の問題と、地元との調整が必要です。公共工事はそういう点があります。

設計予算と施工予算を分けるという方法もあります。

(質疑・意見)

この規模の工事は指名競争入札ではなく、一般競争入札ではないのですか？

(事務局)

選定基準によると 8,000 万円以上の工事については公募型指名競争入札としています。

(質疑・意見)

公募型指名競争入札も 8,000 万円に達していない案件もありますが。

(事務局)

公募型指名競争入札の中には、指名競争入札で中止となった案件もあります。その場合、金額が低くても指名競争入札では対応しがたいと判断したものは、公募型指名競争入札としています。

(1) ⑤芦屋市廃棄物運搬用パイプライン施設芦屋浜地区輸送管穴あき補修工事

(事務局)

輸送管の穴あき補修工事です。これまで元施工業者と随意契約をしていましたが、業者選定委員会から「本当に元施工業者以外では施工することができないのか」という意見が出ており、4 年ぶりに入札を行いました。しかし指名競争入札が辞退者多数のための入札中止となり、再度公募型指名競争入札で募集しましたが、いずれも応募が元施工業者のみで入札中止となり随意契約となったものです。

(質疑・意見)

抽出理由は、随意契約にしては金額が高い点でしたが、随意契約に至るまでにこのような事情があったということですね。

(事務局)

そうです。輸送管の維持管理は元施工業者と単者随意契約をしています。以前に維持管理については公募型指名競争入札を試みましたが、成立しませんでした。

(事務局)

施工期間中はパイプラインの運転の稼働を止めなければいけない点、その際事故が発生しないように中央制御盤の維持管理との連携も必要があると担当課から聞いています。

(質疑・意見)

本体との連携が入ると厳しいかもしれません。

パイプラインは芦屋市だけですか？

(事務局)

大阪にもいくらかありますが、ほとんど廃止の方向です。芦屋市も課題としています。

前述の物件としては大阪南港ポートタウンにあります。循環型社会の進行や施設の老朽化及び収集コスト高などから平成 26 年度末事業廃止方針が打ち出されましたが、「南港ポートタウンにおけるごみ管路輸送に関する決議」が平成 25 年 3 月 29 日可決されました。なお建物内等の限られた範囲での真空集塵としての採用は現在でもあります。

(2) 競争入札に係る指名停止等の措置基準適用状況報告（平成 24 年度下半期執行分）

(事務局)

平成 24 年度下半期は 7 件指名停止を行いました。内訳は独占禁止法違反（受注調整）3 件、建設業法違反 2 件、競争入札妨害 1 件、その他として当市の案件が 1 件あります。その内容は落札したにも関わらず正当な理由なく契約を締結しなかったため 12 ヶ月の指名停止を行いました。

(質疑・意見)

契約を締結しなかった考えられる理由はどういったことですか？

(事務局)

積算に誤りがあったため、受注すると赤字が出てしまうので辞退するという申し出でしたが、当該業者と近い金額の業者が 3 者おり、1 者だけ飛び抜けて金額が低いということではありませんでした。かつ工事入札ですので、入札前に積算内訳書の提出を義務付けしています。積算内訳書を工事担当課が確認しましたが、問題ないということでした。

(質疑・意見)

12 ヶ月の指名停止期間は割と長いと思いますが？

(事務局)

特に考慮する理由がないので、規定どおりの指名停止を行いました。

(質疑・意見)

契約辞退後、再入札しましたか？

(事務局)

公募型指名競争入札により入札を執行しました。

(3) 随意契約サンプリング調査結果報告【第 3・4 四半期】

(事務局)

第 3・4 四半期分の調査について、抽出は契約検査課、調査は所管課以外の課長が実施、調査内容は諸手続きの運用確認、契約内容の妥当性、業者選定理由、調査の結果、不備・注意があれば改善指導書を送付しています。その内容は、施工場所・工期設定が近接して

おり工事内容がほぼ同一であるという物件はスケールメリットを考慮し一括発注すべきと指導しています。これまで数年に渡り、同一業者に類似業務を発注している案件はその契約が妥当であるかと確認するように依頼しています。次回調査は平成 25 年度第 1 四半期分を 7 月に行う予定です。

(質疑・意見)

スケールメリットを考慮せず、分割発注しているという例があったということですね？

(事務局)

必要であろう時期にそれぞれ契約していますが、その時期が近いということが見受けられました。

(質疑・意見)

一括発注すると随意契約の金額を超えてしまうからですか？

(事務局)

サンプリングの抽出案件には一括として発注すれば見積もり合わせによる随意契約範囲となる案件がありました。

(質疑・意見)

類似業務についても、そういったケースがあったのですか？

(事務局)

いいえ。契約の妥当性を確認してもらうということです。

(質疑・意見)

工事で 50 万円以上は見積もり合せが必要ですか？

(事務局)

3 者以上の見積もり合わせが必要です。

(質疑・意見)

小額の見積り合わせの参加業者にとっては少し迷惑な話ですね。

(事務局)

見積り合わせ不参加の選択肢もあります。

(4) その他

芦屋市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱について

(事務局)

平成 25 年 1 月 1 日より暴力団排除条例を施行しています。三田市・宝塚市・伊丹市・川西市は平成 24 年 7 月、西宮市・尼崎市は平成 25 年 7 月に施行予定としています。7 月 1 日施工を目処に行政財産・普通財産の貸付をも網羅した要綱の準備をしています。当市は 2 年に一度の指名業者登録の際に、暴力団ではないとの誓約書を徴取していますが、兵庫県・兵庫県警より契約金額が 200 万円以上の契約を締結する際には、契約の都度誓約書を提出願いたい旨の要望もございますのでその辺りも盛り込むように考えております。

(質疑・意見)

小額案件で契約書を省略した案件で相手が暴力団である場合、契約解除できますか？

この要綱で解除するということですね？

(事務局)

はい。

(質疑・意見)

契約書がないのに要綱で解除できますか？要綱には自治体を拘束する効力がありますが、相手方を拘束する効力はありません。公序良俗に反するというしかないでしょう。契約の際に、条例・要綱に従う旨の一筆をとっていただければ構いません。業者登録の際にとっているのであれば大丈夫でしょう。

(事務局)

業者登録の際に条例・要綱がない状態で徴取していますが、申請に必要な書類として提出させています。

(質疑・意見)

契約解除は合意がなければいけません。合意がない状態で契約解除するということは、暴力団であることが発覚した際は公序良俗に反するので契約解除というのと、登録時に「条例等に従います」と書いていただければいいと思います。

「関係法令を遵守し」という文言はありますか？

(事務局)

はい。

最低制限価格の事後公表について

(事務局)

芦屋市・宝塚市を除いて、工事の最低制限価格を事後公表しています。両市は逮捕者が出たことから事前公表に固執してきました。本市では平成 25 年 10 月頃に最低制限価格を事後公表することを検討しています。

(質疑・意見)

事後公表にした場合、最低制限価格を知る人は誰ですか？

(事務局)

契約検査課の担当者と決定権者です。決定権者は主に総務部長又は契約検査課長です。平成 24 年 11 月に最低制限価格の計算式を公表しましたので、担当課で工事費を聞くと、最低制限価格がわかってしまいます。

それによって職員のリスクが少しずつ増えてきます。ただ、国が事後公表を打ち出しているため、いつまでも事前公表というわけにもいきません。

以上